



農業委員会 だより

第 9 号

平成25年12月
編集・発行
佐野市農業委員会
佐野市田沼町974-1
TEL 0283 (61) 1151

農業委員会の活動



栃木県農業会議主催の農業委員研修会において
佐野市農業委員会の活動発表を行いました



農業委員会総会



荒廃農地調査



農業関連施設視察研修
(佐野用水機場)



先進地視察研修
(JA伊達みらい百彩館・放射性物質検査施設)

主な内容

- ◇会長あいさつ…………… 2P
- ◇農業講演会報告…………… 3P
- ◇研究部会の活動報告…………… 4～7P
- ◇佐野市内農業関連施設視察…………… 8P
- ◇建議・要望書の提出…………… 9P
- ◇新任農業委員の紹介…………… 9P
- ◇新規就農者の紹介…………… 10P
- ◇農業者年金に加入しましょう…………… 11P
- ◇農業公社からのお知らせ・編集後記… 12P

**農業委員会委員選挙人
名簿の登載申請を
お忘れなく
(提出期限 1月10日)**

詳しくは2ページをご覧ください



農業委員会会長あいさつ

佐野市農業委員会

会長 桂 正次

日頃より農業委員活動につきまして、ご協力をいただき、感謝を申し上げます。

最近の話題では、「ゆるキャラさみっとin羽生」（埼玉県羽生市）で、11月24日に投票結果が発表された「ゆるキャラグランプリ2013」において、県内キャラクターの「さのまる」（佐野市）が見事全国1位に輝きました。これを契機に「さのまる」とともに佐野市の農産物を県内、県外に発信をしていきたいと思えます。

さて、農業政策に目を向けてみますと、政府は、1970年（昭和45年）から始まった生産調整（減反政策）を5年後をメドに廃止し、約半世紀続いたコメ政策を大きく転換する方針を決定しました。これに伴い、減反政策見直しの関連法案を来年

の通常国会に提出する考えが示され、現行制度について、減反に参加する農家に支給している10アール当たり1万5千円の定額補助金を2014年度に7千5百円へと半減し、2017年産までとする時限措置としました。

また、新たに創設された「日本型直接支払制度」が来年度から実施され、農地の維持・管理や、農村環境の質的向上を図る活動などへ支援を行うほか、飼料用米作付への助成が拡充されます。

そのほか、政府が11月26日から検討に入っていた農林水産業の強化策を盛り込んだ今年度の補正予算案が、12月中に決定される動きもありました。

一方、政府の規制改革会議と産業競争力会議からは、農地中

間管理機構の制度設計に関し、公募により既存農業者と新規参入者が公平・公正に扱われることなどが主張されています。

規制改革会議は、農業委員会に関し、全国農業会議所へのヒアリングにおいて、耕作放棄地解消面積の少なさを、委員構成、農地基本台帳の電子化、政策提案をしていることなどを指摘。

意見書では法的関与を認めない旨が盛り込まれ、さらに、農地の活用、保全の観点からも農業委員会のあり方などが検討されています。これらは、農業委員会制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、くれぐれも慎重な議論を求めるとともに、農業者の声が反映されない農政改革が政府への「不信感」につながることを懸念し、検討の見直しを期待したいと考えております。

今後とも、関係機関と連携しながら、農家・農業者の代表として、農地や担い手を守り、地域農業の振興に向けて活動して参りますので、ご協力をお願いいたします。

農業委員会委員選挙人名簿の 登録申請をお忘れなく

農業委員の選挙人名簿を作成するため、登録申請書を配付しますので、必要事項を平成26年1月1日現在で記入して提出してください。

▼対象

10アール以上の農地を耕作する農家など

▼配付方法

12月25日ごろ、農政協力員を通じて配付します（一部、郵送の場合もあります。配付されない場合はお問い合わせください）

▼提出場所

農業委員会事務局（田沼庁舎）、佐野・高生総合窓口課、JA佐野本支店または農政協力員

▼提出期限

平成26年1月10日（金）まで（提出期限は農業委員会に提出する期限です。JA佐野、農政協力員を通じて提出される方は、提出期限より早めに提出してください）

この申請書を提出しないと、選挙人名簿に登録されないため、農業委員会委員選挙の投票などができなくなります。

農家の方で資格のある方は、忘れずに申請してください。



「農業講演会」に参加して

佐野市農業委員会
会長職務代理者 小堀幸雄

11月6日、マリアージュ仙水において、農業講演会が開催されました。

地域農業の振興を目的とし、市、農業再生協議会、認定農業者協議会と農業委員会が共催で行い、大勢の農業関係者が集いました。

講師には、公益財団法人 栃木県農業振興公社の小林正明さんを迎え、「流通の現状と売れ



講師 小林正明さん

る農産物への取り組み」と題し、熱弁を奮っていただきました。

講演では、栃木県の知名度アップを図るため、「とちぎのいいもの販売推進本部」の販路開拓員として2年間流通に携わった経験を活かし、売れる農産物づくりについて、さまざまな側面からお話をしていただきました。

その中ではまず、生産者側が目指すべき将来像として、中間管理事業による農地利用の整理・担い手への集約化等の推進などが紹介されました。

また、生産者から消費者に至るまでの流通の流れや、インターネットによる取引など、新たなビジネスモデルが展開されるなど、最近の流通の実態も分かりやすく説明をしていただきました。



熱心に聞き入る参加者

さらに、農産物の価値を高める工夫など、消費者の視点に立った商品づくりの方法についても触れ、大変興味深い内容であったと感じました。

そのほか、売り手と一体となった商品づくりの大切さを強調され、佐野市の農業に関して、分散^{さくは}錯^{さく}圃^ぼ、経営規模などの課題があることを踏まえ、儲かる農業の確立のための異業種間の連携などへの取り組みも指摘されました。

どの参加者も講師の興味深い話題に、終始真剣に聞き入っている様子が印象的でした。

農業青色申告のすすめ

佐野市農業青色申告会では、会員を対象に各種申告書類の書き方・提出について講習会や相談会を開催しております。

新たな会員を募集しています。申し込みは佐野市農業青色申告会事務局へ（農業委員会事務局内）
電話61-1151



営農・生活に役立つ
農業総合専門誌。

を読みましよう！

購読申し込みは
農業委員会事務局
又は地元農業委員へ

佐野農業協同組合「佐野・足利地方 いちご無病苗増殖施設」の視察

経営安定対策研究部会

部長 桂 正次

いちごの無病苗を生産する施設として、佐野農業協同組合が戸室町内に整備した「佐野・足利地方いちご無病苗増殖施設」を訪れ、長年いちごの栽培に携わり、平成18年4月の開設当初から作業を担当されている、販売利用課の関哲夫さんから無病苗の生産に関するお話を聞かせていただきました。

施設では、いちご農家が生産に必要な親苗を供給するため、全農の種苗センターから受け入れた原苗から親苗を増殖し、育苗を行っています。

現地を視察して最初に見たのは、原苗から増殖をしていくためのハウスで、昨年は760本の原苗から一次増殖により約4500本にまで増やした苗を、3棟の大型ハウス内に並ぶ栽培

槽へ定植したそうです。ここでは、地面の雑菌から苗を守るため、空中採苗方式（ナイヤガラ）を採用し、親苗が定植されている高い栽培槽から垂れ下がるように伸びるのが特徴です。この垂れ下がる苗から、小さな育苗ポットに挿し芽をするための子苗を採苗していきます。

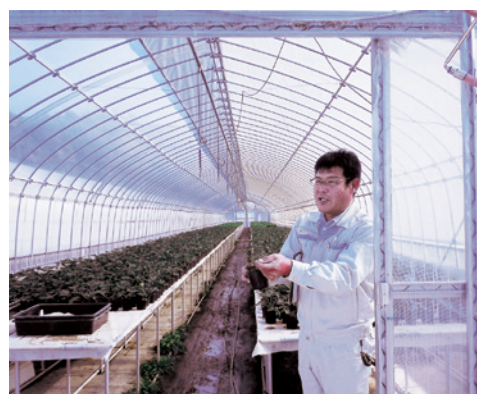


空中採苗方式の様子

増殖用のハウスの隣には、採苗した子苗を育苗する8棟のハウスがあります。挿し芽をするために切り取られた何万本もの子苗が、一本ずつポットの土に仮植され、地面の土に触れないよう、台の上に並んでいいる様子が外からもよく見えます。1棟のハウスで1万2千本の苗を育てることができ、農家に配付する数量を確保することができま

す。このハウスでは、農家に配付するまでの間、苗を育てますが、肥料を与えたり、根が活着したあとにピンを苗から外す作業、密植により苗を弱らせないため、ポットどうしの間隔をあける作業などを行っており、大変気をつかいながら手間をかけて苗を育てる作業には頭が下がる思いでした。

また、病害虫であるダニの発生を防ぐため、天敵の導入により農薬を減らす工夫や、土に含まれる雑菌を繁殖させないための管理も徹底されているとのこと



育苗ポットへ移植後の様子

現在では日本一の生産量を誇る栃木県のいちごですが、この佐野・足利地区の農家はその基を築いた発祥の地であるという歴史があります。何十年という年月を経て、いちご栽培が産業として大きく発展してきたのも、各農家の絶え間ない努力はもとより、今回訪れた、無病苗増殖施設による苗の栽培技術が支えているということ、視察に参加した委員も私と同じように感じたのではないかと思います。これからも、佐野・足利地区のいちご生産が後世に受け継がれ、産業としてさらなる発展を遂げることを願います。



「獣害に強い集落づくり」の現場を視察

鳥獣害対策研究部会

部会長 尾花 收

中山間地域を中心に有害鳥獣による農作物被害は依然として続いており、電気柵やフェンスによる防止策のほか、被害を減らすための捕獲などが行われておりますが、被害を十分に防ぐまでには至っておりません。

鳥獣害対策研究部会では、11月21日、町会ぐるみで獣害対策を実施している桐生市梅田町4丁目町会のこれまでの取り組みについて、現地を視察しました。この地域では、山際や河川から人なれしたイノシシ・サルの侵入による農地や住宅地の被害が甚大化しており、町会は、平成22年度から群馬県の農業指導センターの支援を受け、対策に乗り出し、翌年の平成23年度に獣害対策委員会を設置し、本格的な活動を続けています。

当地区では、獣害に対し、効果的な対策を行うため、集落の住民全体の共通認識による面的な取り組みを基本とし、実態を把握するためのマップが作成され、被害や野生動物の出没状況



ワイヤーメッシュで囲まれた畑の様子

の詳細が一目でわかるようにしました。そこから検討を重ね、環境整備や追い払い、柵の設置や捕獲など、多様な方法に取り組んでいます。

環境整備では、イノシシなどの隠れ場を作らないよう、ヤブ等を刈り払うことで見通しをよくしています。サルに対しては、集落ぐるみで追い払う研修会を実施したそうです。ロケット花火などにより集団で追い払い、山の中まで追いかけるのが効果的で、人間は怖いものだと学習させることが大事なのだそうです。農作物を守る防護柵については、電気柵やワイヤーメッシュを用いた柵を展示し、有効な設置の方法などを見ることが出来ます。また、イノシシとサルの被害を受けている場所では、防護ネットを高く張り、その上に電気柵の線を通し、効果を検証しています。捕獲檻についても、捕獲されたイノシシが暴れないよう、間伐材の杭をランダムに打ち込んでおくことや、使わずに打ち込んでおくことや、使



防護ネットの上に電気柵の線を設置した畑

らないため、塩を餌のヌカに混ぜないことで、檻の腐食を遅らせるなどの工夫が施されています。

集落では常に、課題や問題点を発見し、対策を検討することで、今後の活動計画に生かしています。

柵の設置や捕獲のみに依存する、その場限りの従来の対策から脱却した当地区の取り組みは、同じ悩みを抱えている各地域においても参考になる事例ではないかと思えます。



耕作放棄地再生への取り組み

耕作放棄対策研究部会

部長 秋山 清

昨年度、耕作放棄地の再生に取り組んだ中町の農地について、8月29日、地域の第一工区水利組合の方々の案内により現地を視察しました。

再生が行われたのは、長年耕作が放棄されていた約17アールのほ場で、雑木や雑草の繁茂、タヌキやハクビシン等の獣害などが近隣の耕作者を悩ませていました。

そのため、地域の関係者による話し合いのもと、農地所有者の承諾を得たうえで、地域ぐるみで再生への取り組みが行われました。

まず4月には、近隣の方々に協力を呼びかけ、雑草を伐採するため、鎌、のこぎり、刈り払い機、熊手などを持ち寄っての刈り払い作業を実施しました。



再生された水田

さらに、11月には、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用し、草刈りとその焼却、根の掘り起こし、耕てんなど、重機等を使用しての大変手間のかかる作業を行いながら、耕作できる状態にまで復元しました。今では、借り手により営農が再開されています。



復元する前の農地

私達が現地を訪れた日、見事に再生された水田に、たわわに実る見事な稲を見てみると、まるで作業に携わった皆様の大変苦勞をした様子が目に浮かぶようでした。

今回の、地域が一体となって耕作放棄地の解消に向けた積極的な取り組みは、他の模範となる優良な事例であると思います。農業委員会では、耕作放棄地の実態把握と新たな発生の防止、解消などを目的として、毎年10月から11月にかけて、地元の協力員とともに荒廃農地調査を実施しています。



刈り払いを終えた状態

耕作放棄地は、中山間地域に多くみられ、葎が繁るなど、森林・原野化により再生が困難なところもあります。近年、進められている法人等による農地の集約化に伴い、不作付地が有効に活用されることから放棄地化への歯止め役となることを期待したいと思います。なお、調査で把握した耕作放棄地については、所有者の方々に対し、解消あるいは有効活用に向けてのお願いをして参りますので、皆様のご協力をお願いいたします。

平成25年度 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果

平成24年度まで実施していた「耕作放棄地全体調査」が、平成25年度から「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」に名称が変更されました。調査内容の変更に伴い、耕作放棄地の区分分けも「緑」「黄」「赤」の3種類から「A分類」と「B分類」の2種類になりました。

「A分類」…再生利用が可能な荒廃農地

「B分類」…再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

(単位：ha)

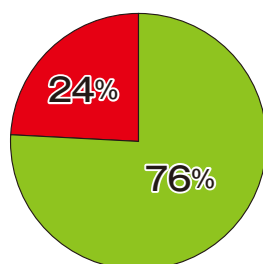
佐野市における平成25年度荒廃農地調査の結果は、右の表のとおりです。

荒廃農地全体に対して「A分類」が46.5%、「B分類」が53.5%でした。

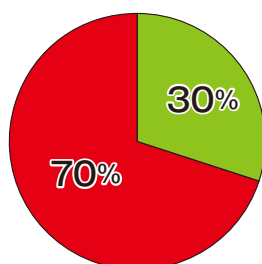
新規で把握した荒廃農地は8.0haで、解消が確認できた荒廃農地は13.0haでした。

地区	A分類	B分類	計
佐野	30.7	9.5	40.2
田沼	22.6	53.0	75.6
葛生	7.6	7.7	15.3
計	60.9	70.2	131.1

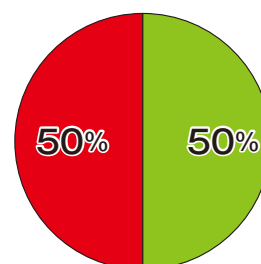
地区別 ※ 緑色が「A分類」で赤色が「B分類」です。



佐野地区



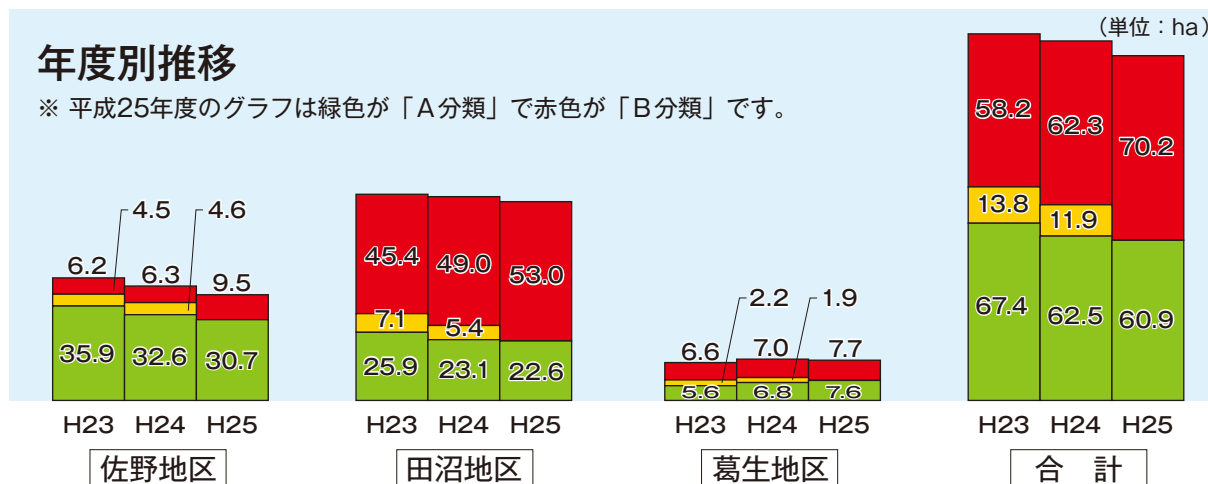
田沼地区



葛生地区

年度別推移

※ 平成25年度のグラフは緑色が「A分類」で赤色が「B分類」です。



★農地は適正に管理しましょう

耕作放棄地は、冬は枯れ草が火災原因となり、夏は病害虫等の発生の原因になり、イノシシ等有害鳥獣の隠れ場所にもなります。



農業関連施設の視察研修

佐野市土地改良区

理事長 寺嶋勝豊（農業委員）

現在の佐野市に合併してから、農業委員も広範囲から選出されるようになり、日ごろ見る機会のない農業関連施設の視察が計画され、研修を行いました。

施設関係者の協力をいただき、8月23日、北部ライスセンター（小見町）と界排水機場（高山町）、吾妻排水機場（高橋町）、佐野用水機場（高橋町）を案内してもらいました。

北部ライスセンターは、農家が収穫した生もみを受け入れ、乾燥からもみすり、精選して玄米とし、包装するまでの一貫作業を行う佐野農業協同組合の施設です。地域の土地利用型農業者の生産振興を図り、省力化された労力を経営規模の拡大につなげることを最大の目的としています。



北部ライスセンター内部の様子

続いて視察した排水機場は、洪水時に、本川である渡良瀬川の水位が上昇し、市内の支川（河川）への逆流を防止するため樋門を閉鎖し、支川に溜まった水をポンプで揚げ、本川へ機械排水をする施設で、佐野市との協定により、佐野市土地改良区



界排水機場内部の様子

が維持管理をしています。

市内の排水機場の歴史は古く、界排水機場は、大正10年、秋山川筋水害予防組合の設立後、県営排水改良事業により設置するも、老朽化が進み平成以後、毎秒20トンの排水能力を持つ現在の施設に改修されました。吾妻排水機場も、50年以上もの年月を経て、現在の施設に改修されています。当初は、食糧の増産が排水機場を設置する主な目的でしたが、市民生活を洪水から守る役割も果たしています。

一方、佐野用水は市の南部地

域の水田約800haの恒常的水不足を解消するために設置したかんがい施設です。南部地域はかつて、豊かな水量の河川や湧水に恵まれていましたが、自然環境の変化や社会的必要の増大により、新たな水源が必要になったという背景があります。

今回視察をした施設は、普段は関心が低くなりがちですが、自然環境の保全、食糧生産や生活道路を確保し、市民の生命・財産を守るという重要な役割を果たしているということが肌で感じることで、有意義な研修となりました。



吾妻排水機場内部の様子

新任農業委員を 紹介します

①住所 ②電話番号 ③担当地区 ④所属部会

選任委員

農業共済組合推薦



相良 昇

- ① 犬伏下町
- ② 22-5412
- ③ 犬伏地区
- ④ 鳥獣害対策部会

減反、戸別補償など、政府の政策転換は、米農家にとって厳しい問題を抱えそうです。地域の発展のため尽力いたします。

議会推薦



亀山 春夫

- ① 船越町
- ② 62-3262
- ③ 三好地区
- ④ 経営安定対策部会

日本の農業は、TPP問題の行方次第では大変厳しく困難な状況になります。農家経営安定のため農業振興に努めます。

平成26年度 農業施策に関する 建議・要望書を提出

農業委員会では、「平成26年度佐野市農業施策に関する建議・要望書」をまとめ、10月4日に岡部市長に提出しました。

市長と農業委員との意見交換も行いました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1、経営(構造)対策の推進
- 2、農業基盤の整備対策
- 3、有害鳥獣対策
- 4、耕作放棄地対策
- 5、その他(農業組織の再編について等)



※詳細は市ホームページでご覧になれます

★農業委員会での手続き

- 農地の売買・賃貸借の申請
農地を買ったり、借りたりをするには許可が必要です
- 農地転用の許可・届出の申請
農地を農地以外にするためには許可や届出が必要です
- 農地の相続等の届出
農地を相続した場合は、届出が必要です

各種申請は **毎月15日** が締切です

(問い合わせ 農業委員会事務局 ☎61-1151)

※締切日は変更になることがありますので、お問い合わせください。

新しい担い手を紹介します!

「魅力ある農業に

するために」

小林正史さん
まさふみ
(飯田町)



小林正史さんは、今年の春に大学を卒業し、いちご農家を経営している父の秀男さんのもとへ就農をしました。

小林さんのお宅では、おもに専業で60アールのいちご栽培をしています。

これまで農業を続けてきた父や祖父を見て、就農を決意した正史さんですが、就農1年目の現在は、一緒に仕事をしている親戚の方などに教えてもらいながら作業をしています。

いちご摘みや、箱折りなどの経験はありましたが、

就農してからは、栽培方法の研究会にも参加しています。そうした中、農作業には体力が必要であることを痛感したそうです。

将来は経営を任せたいという父の期待もあり、2、3年でひと通りの作業を覚えることが今の目標とこのことです。

さらに、将来の夢として、同世代の若い人たちにとって、農業が一つの魅力ある職業という選択肢になり得るために、新しいイメージを作っていきたいと話してくれました。



農業を受け継いできた家族への感謝の思いとともに就農をされた若い担い手を紹介しました。

「経営主として

法人化を目指す」

篠崎浩治さん
こうじ
(越名町)



篠崎浩治さんは、1年ほど前、それまで勤務していた会社を退職し、佐野の実家で就農することを決意しました。

家族とは別の部門である米麦を中心に経営目標を立て、昨年冬の冬に新規就農者として家族所有の農地を取得しました。当初は自作地への作付からスタートしましたが、近所の不作付地を借り入れながら、現在では約6haにまで増やし、順調に経営規模を拡大しています。

また、佐野市農業

青色申告会への加入や、栃木県が実施している経営管理セミナーに参加するなど、経営面に関しても積極的に勉強されています。

子どもの頃に農業を手伝った経験はありますが、就農した今では、借り入れた不作付地の整地や農作業を効率的に行う工夫など、経営主としての新たな取り組みもされているそうです。「農業経営は、家族への恩返しでもある。」と語ってくれた浩治さんですが、今後も経営規模を拡大し、5年で法人化を目指します。



農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？



老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は…

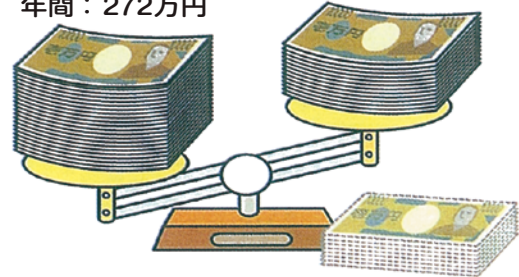


老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

老後の家計費
年間：272万円

国民年金だけでは…
年間：158万円



年間：114万円 (1か月あたり約10万円) 不足

農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- 終身年金で80歳までの保証付き！
- 支払った保険料は全額社会保険料控除！
- 手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

一定の要件を満たす方に月額最高1万円。通算すると最大で216万円

公的年金
ならではの
税制上の
優遇措置

農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	試算額		
		性別	保険料2万円	保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。付利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示(H21.4.1施行)により定められている率です。

保険料支払いによる節税効果の試算 (所得税・住民税)

税率	保険料の額が		
	月額2万円 (年額24万円)の場合	月額5万円 (年額60万円)の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円)の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

老後の備えは、**農業者年金**で安心！

農業者年金制度は農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るための重要な役割を担っています。現在、農業委員会系統組織、JA系統組織、独立行政法人農業者年金基金が加入推進活動を展開しています。

保険料については、税制面の優遇や担い手に対する手厚い政策支援(国庫補助)など、農業者として受けられるメリットも多くあります。また、積立方式(確定拠出型)の年金制度であるため、月々の保険料の額を自ら選択し、いつでも見直すことができるなど、満足感、安定感のある制度でもあります。

今後とも、橋本、杉山両加入推進部長をはじめ、各委員とともに新規加入の推進を図っていききたいと思います。



加入推進部長
新井 勉

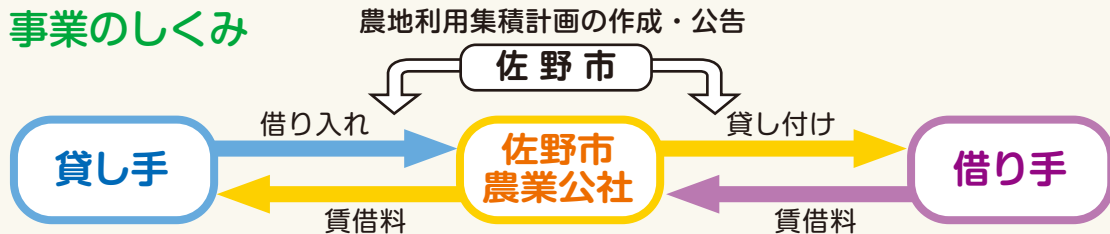
農業者年金加入推進に向けて

農業公社をご利用ください

活かします、おまかせください あなたの農地

※佐野市全域（市街化区域除く）が対象地域です。

事業のしくみ



1 農地の貸借

貸し手のメリット

- ① 公社が「貸し借りの相手」となるので、安心して農地を任せられます。
- ② 手続きは公社が行うので、手間がかかりません。
- ③ 契約期間が終了すると公社が責任をもって農地をお返しします（更新もできます）。
- ④ 公社が賃借料を支払いますので、トラブルは起こりません。

借り手のメリット

- ① 契約した期間は安心して耕作できるので、中長期的な営農計画がたてられます。
- ② 公社が行うので、事務手続きが簡単です。
- ③ 農地をまとめて借り入れることができるので、効率的な農作業が行えます。
- ④ 公社に賃借料を支払いますので、トラブルは起こりません。

2 農地売買の相談、その他農地に関する相談

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買では、譲渡所得の特別控除が適用されます。公社では、農地の売買の相談やその他の相談等を行っています。

お問合せ先

公益財団法人 佐野市農業公社

佐野市金吹町2351（JA佐野本店3階）

TEL. 21-5489 FAX. 21-5759

編集委員

島田 一男	新井 藤市	鶴見 義明	編 集 委 員	副編集委員長	編 集 委 員 長
金子 博	蓼沼 一弘	亀田 幸平	桂 正次	小堀 幸雄	

農業委員会だよりも、今回で9回目の発行となりました。今期の編集委員のメンバーで第7号から3回にわたり、編集に携わってきました。

本誌の発行にあたり、各種研修や視察を受け入れていただいた各団体の皆様、紹介させていただいた農業者の皆様には大変ご協力をいただき、ありがとうございました。

これまでを振り返ってみますと、紙面に掲載させていただきました問題等と向き合いながら活動をしてきた3年間だったと思います。本誌を通じて、より多くのメッセージが農業関係者をはじめ、広く市民の皆様へ伝われば幸いです。

編集後記